

●香川県警察本部告示第12号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年10月9日

香川県警察本部長 小島 隆雄

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
別表第1（第7条、第10条関係）				別表第1（第7条、第10条関係）			
1～28 略				1～28 略			
29 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）	第10条第2項	退職手当の支給制限の処分を受けるべき者に対する書面による通知	退職手当支給制限処分書	29 香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）	第10条の2第1項及び第2項	退職手当の支給の一時差止処分の被処分者に対する書面による通知	退職手当支給一時差止処分書
	第11条第10項	退職手当の支払差止処分を受けるべき者に対する書面による通知（第10条第2項の準用）	退職手当支払差止処分書		第10条の2第8項	退職手当の支給の一時差止処分を行う場合の説明書の交付	処分説明書
	第12条第4項	退職手当の支給制限の処分を受けるべき者に対する意見の聴取の通知（香川県行政手続条例（平成7年香川県条例第5号）第15条第1項の準用）	意見の聴取通知書		第10条の2第9項	退職手当の支給の一時差止処分に係る知事への通知	一時差止処分の実施に関する通知書
		退職手当の支給制限の処分を受けるべき者が所在不明の場合における事務所の掲示場への	公告文書			退職手当の支給の一時差止処分の取消しに係る知事への通知	一時差止処分の取消しに関する通知書

	掲示（香川県行政手続条例第15条第3項の準用）					
	文書等の閲覧の請求に対する許可の通知（香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年香川県規則第66号。以下「聴取規則」という。）第5条第2項）	書面ですする場合の通知書			第10条の3第2項	退職手当の返納に係る通知
	意見の聴取の期日における審理の公開の公示（聴取規則第10条第1項）	公告文書				退職手当返納命令書
	意見の聴取の期日における審理の公開の通知（聴取規則第10条第1項）	意見の聴取通知書				
	意見の聴取調書及び報告書の閲覧請求に対する許可並びに日時及び場所の指定の通知（聴取規則第13条第2項）	書面ですする場合の通知書				
第12条第5項	退職手当の支給制限の処分を受けるべき者に対する書面による通知（第10条第2項の準用）	退職手当支給制限处分書				

<u>第13条第 5項</u>	<u>退職手当の返納命 令を受けるべき者 に対する意見の聴 取の通知（香川県 行政手続条例第15 条第1項の準用）</u>	<u>意見の聴取通知書</u>				
	<u>退職手当の返納命 令を受けるべき者 が所在不明の場合 における事務所の 掲示場への掲示（ 香川県行政手続條 例第15条第3項の 準用）</u>	<u>公告文書</u>				
	<u>文書等の閲覧の請 求に対する許可の 通知（聴取規則第 5条第2項）</u>	<u>書面ですする場合の 通知書</u>				
	<u>意見の聴取の期日 における審理の公 開の公示（聴取規 則第10条第1項）</u>	<u>公告文書</u>				
	<u>意見の聴取の期日 における審理の公 開の通知（聴取規 則第10条第1項）</u>	<u>意見の聴取通知書</u>				
	<u>意見の聴取調書及 び報告書の閲覧請 求に対する許可並 びに日時及び場所 の指定の通知（聴 取規則第13条第2 項）</u>	<u>書面ですする場合の 通知書</u>				

<u>第13条第 6項</u>	退職手当の返納命 令を受けるべき者 に対する書面によ る通知（第10条第 2項の準用）	<u>退職手当返納命令 書</u>			
<u>第14条第 2項</u>	退職手当の返納命 令を受けるべき者 に対する書面によ る通知（第10条第 2項の準用）	<u>退職手当返納命令 書</u>			
<u>第14条第 第3項</u>	退職手当の返納命 令を受けるべき者 に対する意見の聴 取の通知（香川県 行政手続条例第15 条第1項の準用）	<u>意見の聴取通知書</u>			
	退職手当の返納命 令を受けるべき者 が所在不明の場合 における事務所の 掲示場への掲示（ 香川県行政手続条 例第15条第3項の 準用）	<u>公告文書</u>			
	文書等の閲覧の請 求に対する許可の 通知（聴取規則第 5条第2項）	<u>書面ですする場合の 通知書</u>			
	意見の聴取の期日 における審理の公 開の公示（聴取規 則第10条第1項）	<u>公告文書</u>			
	意見の聴取の期日 における審理の公 開の公示（聴取規 則第10条第1項）	<u>意見の聴取通知書</u>			

	<u>開の通知（聴取規則第10条第1項）</u>	
	<u>意見の聴取調書及び報告書の閲覧請求に対する許可並びに日時及び場所の指定の通知（聴取規則第13条第2項）</u>	<u>書面ですする場合の通知書</u>
<u>第15条第1項</u>	<u>相続人に対する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知</u>	<u>通知書</u>
<u>第15条第7項</u>	<u>退職手当相当額の納付命令を受けるべき者に対する書面による通知（第10条第2項の準用）</u>	<u>退職手当相当額納付命令書</u>
<u>第15条第8項</u>	<u>退職手当相当額の納付命令を受けるべき者に対する意見の聴取の通知（香川県行政手続条例第15条第1項の準用）</u>	<u>意見の聴取通知書</u>
	<u>退職手当相当額の納付命令を受けるべき者が所在不明の場合における事務所の掲示場への掲示（香川県行政手続条例第15条第</u>	<u>公告文書</u>

	<u>3項の準用)</u>	
	<u>文書等の閲覧の請求に対する許可の通知（聴取規則第5条第2項）</u>	<u>書面ですする場合の通知書</u>
	<u>意見の聴取の期日における審理の公開の公示（聴取規則第10条第1項）</u>	<u>公告文書</u>
	<u>意見の聴取の期日における審理の公開の通知（聴取規則第10条第1項）</u>	<u>意見の聴取通知書</u>
	<u>意見の聴取調書及び報告書の閲覧請求に対する許可並びに日時及び場所の指定の通知（聴取規則第13条第2項）</u>	<u>書面ですする場合の通知書</u>
	<u>第16条第2項</u>	<u>人事委員会に対する諮問</u>
<u>(1) 香川県職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平</u>	<u>第3条第3項</u>	<u>意見の聴取の期日又は場所の変更の通知</u>
	<u>第10条第2項</u>	<u>意見の聴取の期日又は場所の変更の公示</u>

成21年  
香川県  
規則第  
66号)

30~36 略

30~36 略

#### 附 則

この規程は、平成21年10月9日から施行する。